

真庭市地域おこし協力隊活動管理等業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名 真庭市地域おこし協力隊活動管理等業務

(2) 業務の目的

本プロポーザルは真庭市の地域おこし、農林漁業の応援、住民の生活支援などのため受け入れた地域おこし協力隊の募集・管理・支援業務（本業務において「管理等業務」という。）を真庭市から受託できる事業者を事業提案方式で決定し、地域おこし協力隊員が地域に円滑に定着し、地域課題の解決や地域活動に主体的に取り組めるよう隊員の活動状況の把握、相談対応、関係者との調整等を含む活動管理及び支援体制の充実を図る。本業務においては、隊員一人ひとりの特性や活動内容に応じた適切な伴走支援を行うとともに、活動の円滑な推進及び成果の可視化を図ることにより、地域おこし協力隊事業の効果を最大化することを目的とする。

(3) 業務内容

別添真庭市地域おこし協力隊活動管理等業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 予算額(予定価格)

委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。なお、見積額が、令和8年度の予算額(現時点未定。予定価格)を超過した場合は、再度見積もりができるものとする。

なお、令和8年度の管理費は22人分とし、見積書には内訳を記載するものとする。

«R7年度参考額（税込み）»

当初予算額 22,182,000円（税込み）12人分

【内訳】

管理人件費 9,065,100円

- | | |
|----------------------|--------|
| ① 活動管理事務費 | 12月 |
| ② 新規隊員募集活動 | 12月 |
| ③ 協力隊相談 | 12月 |
| ④ おためし体験プログラム実施 | 12月 |
| ⑤ インターンシップ企画及び広報 | 12月 |
| ⑥ インターンシップに係る経費（人件費） | 3名×3か月 |

管理費 12,645,600円

- | | |
|---------|-----|
| ① 原材料費 | 22人 |
| ② 旅費交通費 | 22人 |
| ③ 使用料 | 22人 |
| ④ 通信運搬 | 22人 |
| ⑤ 費用弁償 | 22人 |
| ⑥ 備品購入 | 22人 |

事務費 471,300円

- | | |
|---------|-----|
| ① 広告料 | 1件 |
| ② 消耗品費 | 12月 |
| ③ 印刷製作費 | 1件 |

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 選定方法と参加資格

(1) 選定方法

本プロポーザルは、参加意思表明書等を提出した者のうち、参加資格要件を満たす者を対象に、「9 審査方法」に基づき審査を行う。第1次審査（書類審査）により、提案内容等を総合的に評価し、3者程度を選考する。第1次審査で選考された者に対し、企画提案書の提出を求め、第2次審査（企画提案書審査及びヒアリング）を実施し、最も優れた提案を行った1者を最優秀提案者として選定する。

(2) 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなくてはならない。

- ① 国内に本社及び支店を有するもの
- ② 市内に事業所を有する又は業務開始までに市内に事業所を設置予定であること。
- ③ 市に入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加申請書類のうち担当課が求める書類を提出し確認を受けたものであること。
- ④ 真庭市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。※公示日現在から受託候補者特定の日まで
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所更正手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ⑧ 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店及び営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。）以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任者を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年2月16日（月）12時00分まで
- (2) 提出方法：別添の質問書【様式1】により、電子メールにて提出すること。
※質問書以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- E-mail : koryu@city.maniwa.lg.jp
- 件名：プロポーザルの質問について 会社名とすること
- (3) 回答日：令和8年2月17日（火）予定
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載又は電子メールで回答

6 参加表明手続と第1次審査

- (1) 参加意思表明書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加意思表明書等を提出すること。なお、期限までに参加意思表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者はこのプロポーザルに参加することができない。

- ① 提出書類
 - ア 参加意思表明書【様式2】1部
 - イ 会社概要【様式3】1部
 - ウ 業務実績【様式4】1部

※上記4 (2) 参加資格のとおり、申込み時点で、真庭市の入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、資格審査に必要な書類を提出することでプロポーザルに参加することができる。詳細については、真庭市ホームページを参照

https://cms2024.city.maniwa.lg.jp/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=112627

- ② 提出期限：令和8年2月12日（金）12時00分まで
- ③ 提出場所：真庭市総合政策部地域みらい創生課（真庭市役所本庁舎3階）
- ④ 提出方法：持参又は郵送による。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに書類が到着していること。

- (2) 参加資格の確認と第1次審査

- ① 参加資格要件の確認・第1次審査及び企画提案書の提出要請
る参加資格要件に該当するか確認を行い、第1次審査で選考した者に対し、令和8年3月2日（月）以降（予定）に結果通知書を通知するとともに企画提案書の提出を要請する。

7 企画提案書の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数

- ア 企画提案書【任意様式】原本1部、副本6部
 - ・使用する言語は日本語とし、フォントは11ポイント以上の大きさとして、次の点を全て満たすこと。
 - ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可
 - ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
 - ・企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。

- イ 参考見積書【任意様式】1部

- (2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年3月16日（月）12時00分まで
- ② 提出場所：真庭市総合政策部地域みらい創生課（真庭市役所本庁舎3階）
- ③ 提出方法：持参又は郵送による。なお、持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに書類が到着していること。また、要求した内容以外の書類等は受理しない。

8 企画提案

企画提案書には、以下の事項について具体的に記載すること。

⇒提案1 本プロポーザルに応募した動機等を記載すること。

本プロポーザルに応募した動機及び本業務に対する基本的な考え方

⇒提案2 業務内容ごとに分けて具体的提案をすること。

・地域おこし協力隊活動費の支払い

・新規隊員・おためし地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊インターの募集

・地域おこし協力隊の相談対応

・おためし体験プログラムの実施（おためし地域おこし協力隊）

・地域おこし協力隊インターの企画及びコーディネートの実施

9 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された参加意思表明書等を確認し、「10 審査基準及び配点」に基づき審査を行い、第2次審査の対象者を選考する。

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

企画提案書の内容及びヒアリングの結果を踏まえ、総合的に評価し、最優秀提案者を特定する。

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により参加者全員に通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等実施する旨を、メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を文面にて通知する。

10 審査基準及び配点

本プロポーザルにおける審査は、事業者の実績・信頼性、企画提案内容の妥当性及び実現性、実施体制、価格の適正性等について、総合的かつ客観的に評価し、本業務を最も適切かつ効果的に実施できる事業者を選定することを目的として行う。

第1次審査においては、評価項目のうち、主として「事業者評価」「企画提案内容の評価」「実施体制・運営力の評価」を用いて総合的に審査を行い、第2次審査の対象者を選考する。

(1) 事業者評価【20点】

評価項目	評価内容	配点
類似業務の実績	地域おこし協力隊、移住定住支援、地域人材育成、伴走支援等の類似業務の実績が十分にあるか	10
組織体制・経営の安定性	業務を安定的かつ継続的に遂行できる組織体制・経営基盤を有しているか	5
地域理解・連携実績	市や地域団体、関係機関等との連携実績、又は地域特性への理解が認められるか	5

(2) 企画提案内容の評価 【40点】

評価項目	評価内容	配点
業務目的の理解	本業務の目的や地域おこし協力隊制度への理解が十分であるか	5
伴走支援の具体性	隊員一人ひとりの特性や活動内容に応じた伴走支援の考え方・方法が具体的に示されているか	10
業務内容別の提案の妥当性	各業務（募集、活動費支払、相談対応、おためし・インターン事業等）について、実現性の高い提案となっているか	15
成果の可視化・改善提案	活動成果の可視化、効果測定、改善につながる工夫が提案されているか	10

(3) 実施体制・運営力の評価 【20点】

評価項目	評価内容	配点
実施体制の明確性	業務遂行に必要な人員配置、役割分担が明確であるか	8
担当者の経験・専門性	担当者が本業務に適した経験・専門性を有しているか	6
連携・リスク対応力	市、隊員、関係者との連携体制や、課題・トラブル発生時の対応方針が示されているか	6

(4) 価格評価 【10点】

評価項目	評価内容	配点
見積額の妥当性	業務内容に対して見積金額が適正かつ合理的であるか	10

※価格評価は、次の方法により算出する。価格評価点 = 10点 × (最低提案価格 ÷ 当該提案価格) 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出する。

(5) ヒアリング評価 【10点】

評価項目	評価内容	配点
説明の分かりやすさ	企画提案内容について、簡潔かつ分かりやすく説明できているか	4
質疑応答への対応	質疑に対し、的確かつ誠実に回答できているか	4
理解度・意欲	本業務への理解度及び実施に向けた意欲が認められるか	2

合計点

区分	配点
事業者評価	20

区分	配点
企画提案内容	40
実施体制・運営力	20
価格評価	10
ヒアリング評価	10
合計	100

※評価方法に関する留意事項

- ①各評価項目は、審査委員が個別に採点し、その合計点をもって評価点とする。
- ②総評価点が満点の60%未満の提案者は、受託候補者として選定しない。
- ③評価点が同点となった場合は、審査委員会において協議のうえ順位を決定する。

1 1 日程

- (1) 募集開始日 令和8年2月6日（金）
- (2) 質問書の受付締め切り 令和8年2月16日（月）12時まで
- (3) 質問書に対する回答 令和8年2月17日（火）予定
- (4) 参加申込書締め切り 令和8年2月27日（金）12時まで
- (5) 第1次審査・提案書要請 令和8年3月2日（月）以降予定
- (6) 提案書等の提出締め切り 令和8年3月16日（月）12時まで
- (7) 第2次審査（ヒアリング） 令和8年3月19日（木）実施予定
- (8) 審査結果の通知選定審査後、速やかに通知する。
- (9) 契約締結最優秀提案者と協議のうえ締結する。

契約締結 令和8年4月1日（予定）

業務開始 令和8年4月1日（予定）

1 2 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.予定額（予定価格）を超過したもの
- (7) 審査において総評価点が満点の60%未満のもの

1 3 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。ただし、3月議会で当初予算が否決される等、やむを得ない事情のある場合、契約を中止する。

1 4 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は審査委員会が審議して決定する
- (6) 提案者が1者のみの場合でもプロポーザルを実施できるものとするが、選定についてはプロポーザル審査委員会の判断による。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 5 担当部署（提出・問合せ先）

真庭市総合政策部地域みらい創生課 担当 辻

真庭市久世 2927 番地 2 TEL0867-42-1179

E-mail : koryu@city.maniwa.lg.jp